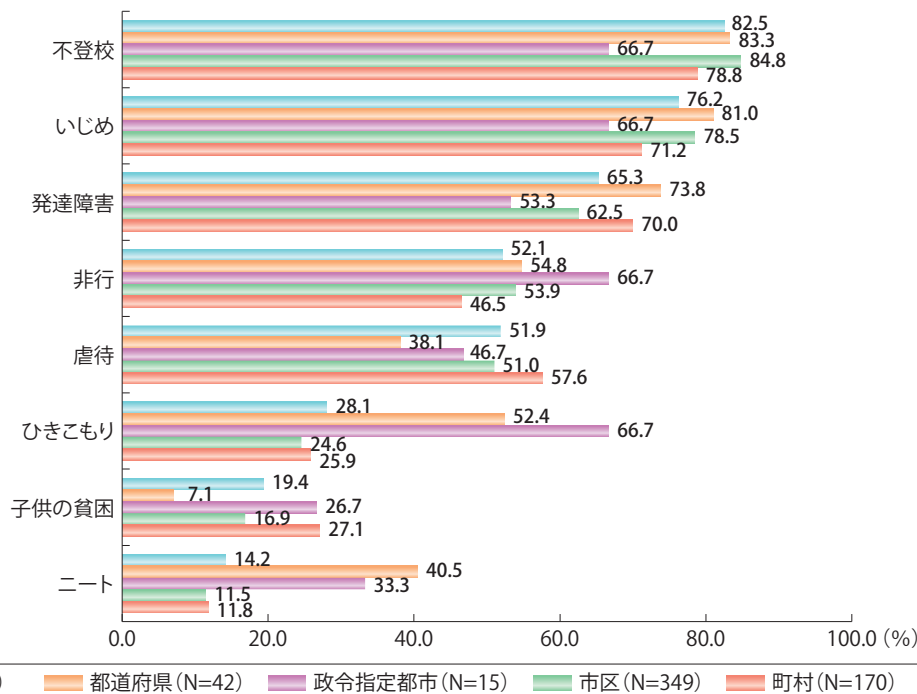


ぞれ28.1%、14.2%と少ないが、都道府県、政令指定都市では比較的多く、都道府県の半数を超える地方公共団体が「ひきこもり」について、4割が「ニート」について独自の調査等を実施している。

図表3 地方公共団体独自の実態把握の状況



出典：内閣府調べ

3 困難を有する子供・若者を支援する様々なネットワーク

(1) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援ネットワーク

ア 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の問題は複雑・深刻な状況にあり、これらの問題に対応するには単一の機関だけでは困難であることから、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を行うことが有効である。

法は、地方公共団体にこのような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして協議会を置くよう努めることを求めている（法第19条）。

なお、法第24条では、協議会の構成機関等に対して、罰則も含めた法律上の**秘密保持義務**を課しており、相談者に対して安心して相談できる環境を整備するとともに、協議会における積極的な情報交換及び官民間の連携の推進を担保することとしている。

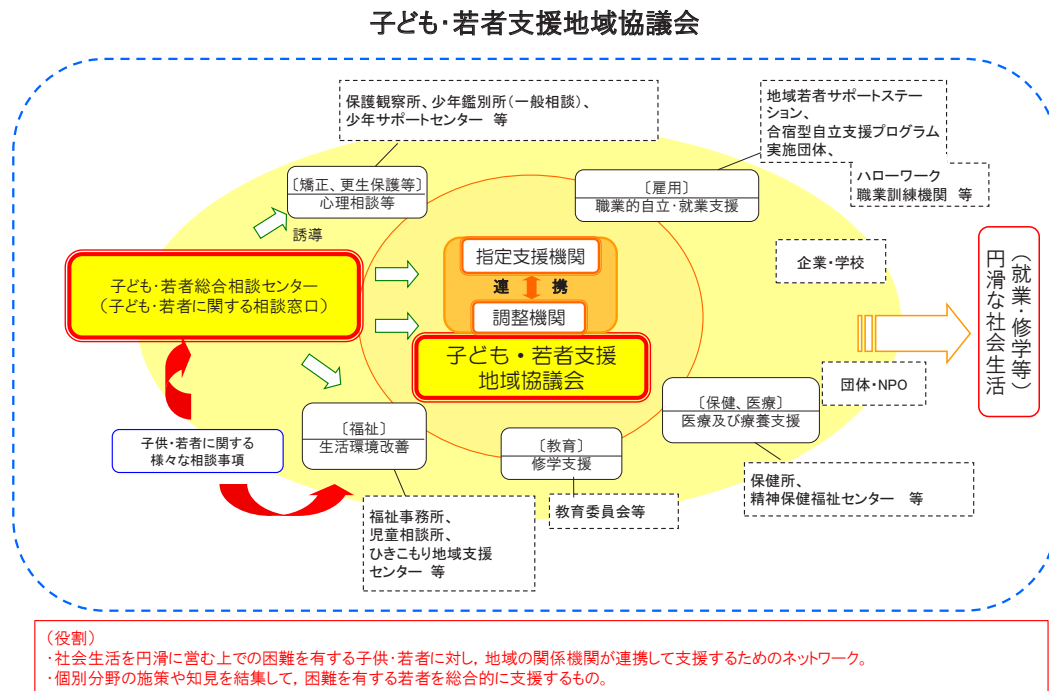
平成27（2015）年4月現在、全国で80か所の協議会が設置されている。

イ 子ども・若者総合相談センター

センターは、地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他必要な情報提供を行う拠点として設けられるものである。

その趣旨は、幅広い分野にまたがる子供・若者の問題への相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たすことである。必ずしも、子供・若者に関する全ての問題をセンターだけで解決することが求められるものではないが、少なくとも関係機関のリストを整備するなどして相談の一元的な受け皿となり、自ら対応できない案件については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要である。

図表4 子ども・若者支援地域協議会

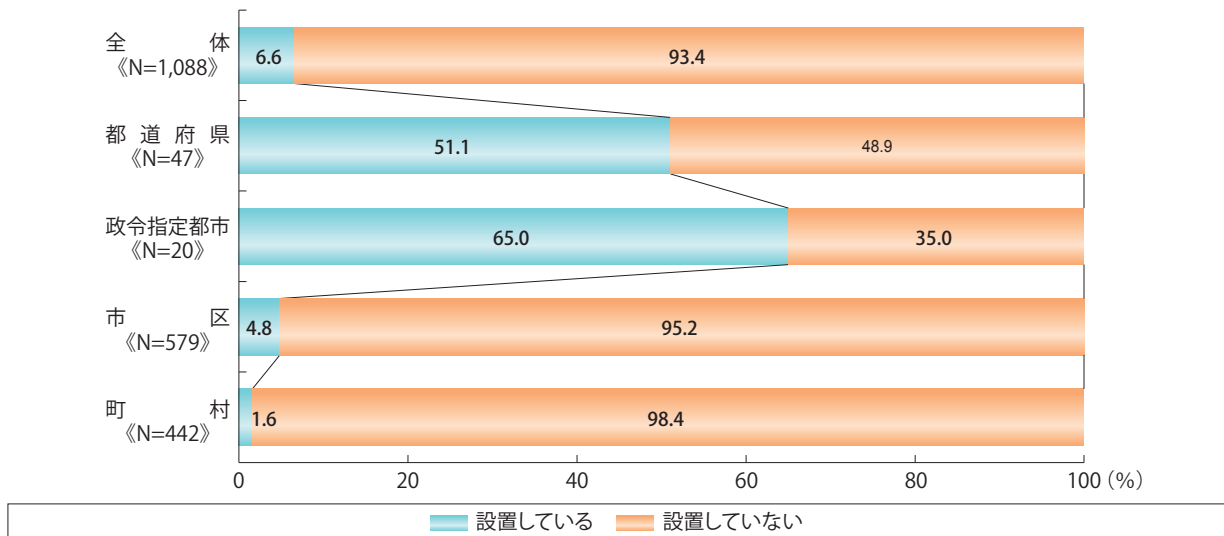


ウ 協議会及びセンターの設置状況

① 協議会の設置状況

協議会を設置している地方公共団体は全体の6.6%であり、都道府県の51.1%、政令指定都市の65.0%で設置されているが、市区町村で設置している地方公共団体はわずかにとどまる。

図表5 協議会の設置状況



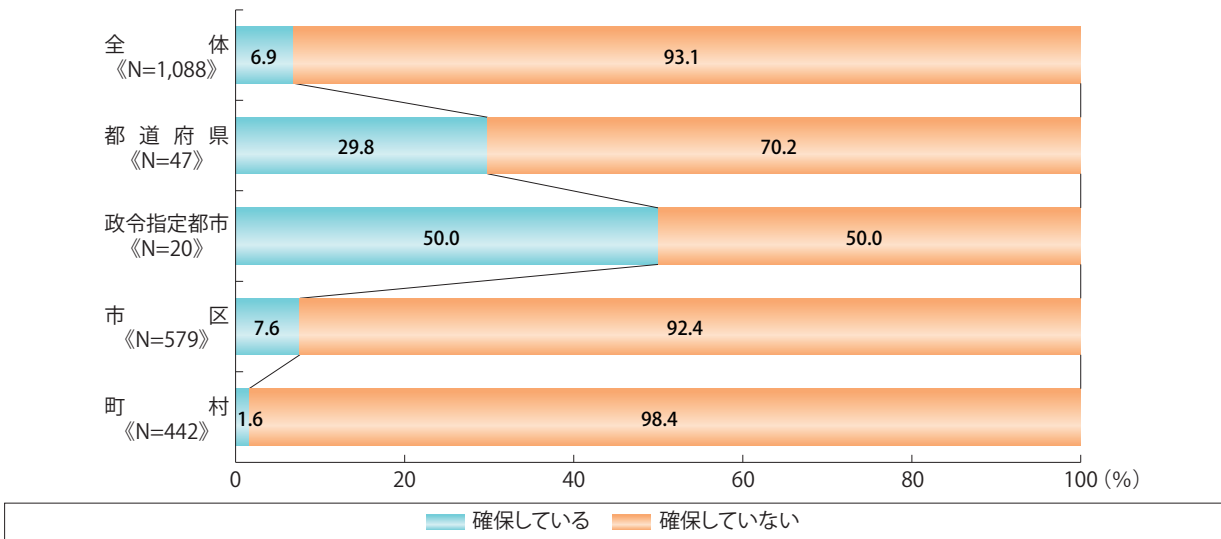
出典：内閣府調べ

② センターの設置 (機能の確保) 状況

センターの機能を確保している地方公共団体は6.9%にとどまる。規模別にみると、都道府県の3割、政令指定都市の半数でセンターの機能を確保しているが、市区町村では1割に満たず、特に町村は1.6%

(7団体)のみとなっている。

図表6 センターの設置（機能の確保）状況



出典：内閣府調べ

図表7 内閣府が把握する協議会設置状況（平成27年4月現在）

○協議会：合計80か所

・都道府県：26

北海道、青森県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県

・政令指定都市：13

北海道札幌市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府堺市、福岡県北九州市、福岡県福岡市

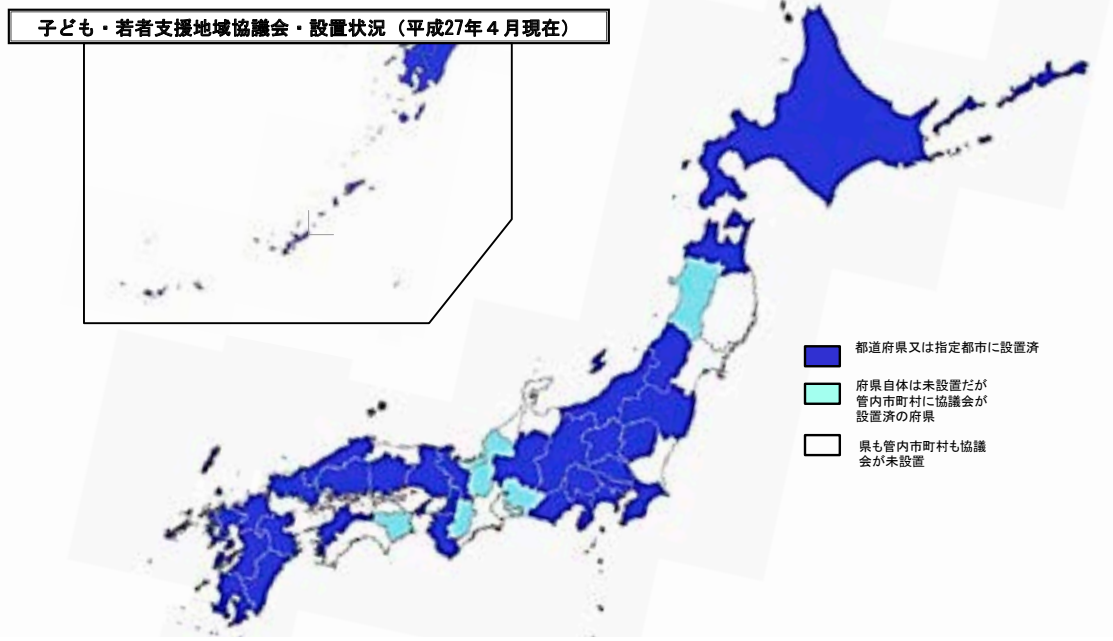
・中核市：3 青森県青森市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市

・特例市：3 静岡県富士市、愛知県一宮市、愛知県春日井市

・特別区：3 東京都港区、東京都新宿区、東京都世田谷区

・その他の市町村：32

北海道石狩市、秋田県大仙市、秋田県三種町、栃木県鹿沼市、東京都立川市、新潟県三条市、新潟県妙高市、新潟県南魚沼市、福井県若狭町、静岡県富士宮市、静岡県島田市、静岡県焼津市、愛知県豊川市、愛知県蒲郡市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県田原市、愛知県北名古屋市、愛知県東浦町、滋賀県高島市、兵庫県川西市、兵庫県神河町、奈良県天理市、奈良県葛城市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県大田市、島根県美郷町、岡山県勝央町、山口県萩市、徳島県上板町、沖縄県石垣市



出典：内閣府調べ

(2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会以外の支援ネットワーク

法に基づく協議会が未設置である地方公共団体においては、困難を有する子供・若者に対する支援ネットワークはどのようになっているのであろうか。法に基づく協議会等以外で、困難を有する子供・若者を支援するネットワークとしては、「児童福祉法」（昭22法164）第25条の2に基づき、その設置が地方公共団体の努力義務とされている「要保護児童対策地域協議会（子供を守る地域ネットワーク。以下本特集において「要対協」という。）」が、全市区町村の98.9%に設置されていることから、児童虐待等への対応も含め、要対協が主要な役割を果たしているものと思われる（要対協については、第2部第3章第2節1「児童虐待防止対策」を参照）。

また、協議会未設置である地方公共団体における、要対協以外の支援ネットワークの活動内容をみると、「発達障害のある幼児、児童生徒の支援や特別支援教育の総合的な推進」が44.2%で最も多く、次いで「不登校になったりいじめにあっている児童生徒の支援」が38.4%、「少年非行の防止や立ち直りの支援」が24.1%、「ひきこもりに対する支援」が22.8%、「ニートの支援」が14.3%、「その他」が5.8%となっている。

これらは、「発達障害者支援法」（平16法167）に基づく発達障害者支援センター（第2部第3章第1節2「障害のある子供・若者の支援」を参照）や、「いじめ防止対策推進法」（平25法71）に基づくいじめ問題対策連絡協議会（第2部第3章第2節5「いじめ被害、自殺対策」を参照）、不登校の子供への相談・指導を行うために都道府県・市区町村教育委員会が設置している教育支援センター（適応指導教室）、家庭・学校・地域の緊密な連携の下に推進されている様々な非行防止と立ち直り支援の取組、医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係機関の連携の下で専門的な窓口相談を行うひきこもり地域支援センター、ニートなどの若者の職業的自立を支援する地域若者サポートステーション（それぞれ、第2部第3章第1節1「ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等」を参照）、その他、地方公共団体独自の要綱等に基づくネットワークなどを基盤として、それぞれ関連する専門機関と連携して必要な支援を展開しているものと思われる。